

第5章 災害廃棄物処理計画の点検

第1節 職員への教育訓練

災害時に速やかに行動するために、本計画の内容を職員に周知するとともに、職員に対する教育・訓練を実施する。

また、災害廃棄物対策中国ブロック協議会や県が実施する訓練に参加し、参加自治体との情報共有を進め、災害廃棄物処理に関する知識を蓄えることとする。

国立研究開発法人国立環境研究所「災害廃棄物情報プラットフォーム」の活用

「災害廃棄物情報プラットフォーム」では、研修ガイドブックや研修レポートが掲載されており、教育訓練に有効である。

第2節 災害廃棄物処理計画の見直し

地域防災計画等と相互調整を行うとともに、訓練やワークショップ、今後発生する災害事例等をふまえ、点検を行い、継続的に見直しを行う。